

令和5年度 第2回小樽市国民健康保険運営協議会 会議録

日 時	令和5年8月29日(火) 13:00~13:41
場 所	第三委員会室
出 席 者	片桐会長、鈴木委員、渋谷委員、桂委員、橋口委員 菅委員、栗田委員、平山委員、藤井委員 勝山福祉保険部長、長谷川福祉保険部次長、橋本福祉保険部主幹、 津川保険年金課長、長谷川保険収納課長 渡部主査、庶務係長、保険係長、外係員2名
欠 席 者	近藤委員、竹島委員
庶務係長	<ul style="list-style-type: none"> ・ただ今から「令和5年度 第2回小樽市国民健康保険運営協議会」を開催いたします。なお、近藤委員、竹島委員が所用により御欠席でございます。委員11名中9名の御出席をいただいております。では、会議次第に従いまして、進めさせていただきます。 ・初めに、新たに委員として御就任いただきました方を御紹介いたします。「国民健康保険医を代表する委員」として御就任いただいております、加藤委員の後任として、小樽市歯科医師会会長の渋谷委員に御就任いただいております。それでは渋谷委員より、一言、御挨拶をお願いいたします。
渋谷委員 庶務係長	<ul style="list-style-type: none"> ・小樽市歯科医師会会長の渋谷です。よろしくお願いいたします。 ・それでは続きまして、片桐会長から御挨拶をいただき、以降は会長に議事進行をお任せしたいと思います。会長よろしくお願いいたします。
片桐会長	<ul style="list-style-type: none"> ・皆様こんにちは。例年にないお盆を過ぎても暑い夏で御苦労されたかと思います。本日涼しくなった段階で開催することができて安堵しております。それでは「令和5年度第2回小樽市国民健康保険運営協議会」をはじめます。 ・さっそく議事に入ります。議事録署名人につきましては、被保険者代表の栗田委員、国民健康保険医代表の渋谷委員にお願いしたいと存じます。では、(1)「令和4年度 国民健康保険事業特別会計決算」について、説明願います。
保険年金課長	<ul style="list-style-type: none"> ・それでは、一つ目の議題、「令和4年度 国民健康保険事業 特別会計決算」について説明いたします。 ・それではまず、資料1「小樽市国民健康保険事業の概要」を御覧ください。

- ・ 最初のポイントは「1 被保険者」ですが、3 段目の「被保険者数の合計」を見ていただきますと、3 月から 2 月の平均になりますが、令和 4 年度は 22,071 人でありまして、3 年度決算と比べて 1,055 人の減少となっております。
- ・ また 2 段下の「世帯数」は 15,916 世帯で、こちらも 3 年度と比べて 610 世帯の減少となっております。
- ・ 特徴として被保険者数の減少率が、昨年の 2.64% から 4.56% に上がっており、国民健康保険は全国的にもそうですが、被保険者数、世帯数については、人口減少による減少とともに、後期高齢への移行等によって国保資格を喪失する人が多い状況なのですが、これに加え、令和 4 年 10 月から、厚生年金保険の被保険者数が 101 人以上の企業等で働く短時間労働者は、健康保険・厚生年金保険の適用対象となったことも影響していると考えられます。
- ・ 次に、「2 保険料」は一人当たり保険料を 2 種類書いていますが、上の段は、40 歳から 64 歳の介護分がかかる方はかかる方で、かからない方はかからない方でそれぞれ被保険者数で割って合計したもので、下の段は、介護分も含めた調定額の合計を単純に介護がかからない人も含めた全被保険者数で割ったものですので、少し金額が低くなっているものです。
- ・ 2 段目の「1 人当たり保険料(調定額) ※他都市比較数値」で見ますと、4 年度決算では、1 人当たりの年額が 76,159 円で、前年度決算と比べて 3,464 円上がっています。
- ・ 1 人当たり保険料が上がった理由としましては、現在本市では道が示す標準保険料賦課割合に合わせるため、令和 3 年度から令和 12 年度まで段階的に保険料の均等割・平等割を上げ、所得割を下げる賦課割合の変更を行っております。初年度の 3 年度は 7 ポイント均等割・平等割を上げたことによる激変緩和、さらにコロナ禍の経済状況を考え、基金から 1 億円繰り入れを行い、続く 4 年度は 2 ポイント均等割・平等割を上げたこと、長引くコロナによる経済状況を踏まえ、基金から 5 千万円の繰り入れを行ったことから、その繰入金額の差が要因と考えられます。
- ・ 次の「4 収支状況」は、2 ページ目を使って御説明させていただきます。
- ・ 最後の「6 収納率」については、保険収納課長より御説明させていただきます。
- ・ 今年の 4 月に保険収納課長に配属となりました長谷川と申しま

す。よろしくお願ひいたします。

- それでは、資料1の一番下「6 収納率」を御覧ください。
- 収納率が二段書きとなっておりますが、上段の数値97.04%は決算数値となります。
- 下段の数値97.05%は事業年報上の数値となっております、他都市と比較する場合はこちらの数値を使用しております。
- 左側に括弧書きで記載しておりますけれども、居所不明者と認定された世帯分の調定額である、いわゆる「不現住調定額」を除いて計算した収納率ということになります。
- このため、上段の決算数値の収納率よりも若干高い収納率となっております。
- 続きまして、資料を5枚程おめくりいただきまして、参考資料の4ページを御覧ください。
- (1)の中に収納率を表したグラフが二つありますが、まず、上の折れ線グラフを御覧ください。こちらは、本市の収納率と、全国及び全道の収納率の平均値を表したものとなります。
- 令和4年度の本市の収納率は、先ほど御説明しましたとおり97.05%となっております。全国及び全道の収納率の平均値については、令和4年度の数値がまだ示されていないためグラフ上は記載しておりませんが、これまでの推移を見ますと、本市の収納率は、令和4年度も引き続き全国及び全道の平均値を上回るのではないかと見込んでおります。
- なお、本市の収納率につきましては、前年度の97.59%からみますと、0.54ポイント下がっております。要因については様々あるかと思いますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する減免制度の該当者が前年度に比べて減少したことも主な要因としてあるものと考えております。
- 続きまして、中ほどの棒グラフを御覧ください。
- こちらは、道内主要10市の収納率を左から高い順に並べたものになります。
- 本市は、令和4年度においては道内主要10市の中で最上位ということになっております。
- 続きまして、ページ下の(2)納付方法別の保険料収納状況を御覧ください。
- こちらの表は、保険料の収納方法別の金額とその割合を示したものになります。
- 一番左の令和4年度の欄を御覧ください。

保険収納課長

- ・ 収納状況の一番上「戸別」というのは、いわゆる集金で納付いただいたものになりまして、基本的には特別徴収員によるものがメインとなります。
- ・ 徴収専門の会計年度任用職員を7名配置しておりまして、地区別に分かれて集金をしておりますが、その納めていただいた額の合計が記載の金額となります。
- ・ 職員による集金は基本的にやむを得ない場合に限られますが、令和4年度の50,300円につきましては、市役所の公金取扱窓口が閉まった後の業務時間外に来庁され、職員が窓口において集金という形で納付されたケースと、特別徴収員が新型コロナウイルス感染症に感染したため、職員が代わりに集金に伺ったケースとなります。
- ・ 次に「口座振替」につきましては、お申込みのあった世帯の保険料を口座振替により納付いただいた額になりますが、収納額全体の約5割が口座振替により納付されていることとなります。
- ・ 「自主納付」につきましては、いわゆる納付書を使用して金融機関で納めていただいた額になりますが、収納額全体の約3割が自主納付により納付されていることとなります。
- ・ 「クレジット」につきましては、インターネット上の専用サイトから手続をしてクレジットカードにより納付いただいた額となります。
- ・ 最後に「特別徴収」ですが、こちらは年金からの天引きで納付いただいた額となります。
- ・ 収納率の説明は以上でございます。

保険年金課長

- ・ 次に「収支状況」の御説明ですが、2ページ目「令和4年度 国民健康保険事業特別会計決算状況」を御覧ください。
- ・ まず、(1)収支状況の上段「歳出」です。まず、歳出の7割以上を占めている2段目の「保険給付費」ですが、これはいわゆる医療費の国保負担分ですが、平成30年度の都道府県単位化後では、これとほぼ同額を、下の歳入の3番目「道支出金」の保険給付費等交付金の普通交付金として北海道から受け取るようになっております。保険給付費の決算額は99億2,076万7,104円で、予算積算時の見込みと比較して被保険者数や一人当たり医療費が減となったことにより、約6億4千5百万円の不用額を残しています。
- ・ 歳出で2番目に多いのが、3段目にある「国保事業費納付金」です。これは北海道に支払う納付金ですが、北海道は各市町村から

保険年金課長

集めたこれら納付金や国からの交付金等を財源に保険給付費等交付金の交付など、北海道全体の国保財政運営を行っております。決算額は27億2,332万5千円であり、予算額と同額となっております。

- また、1 総務費については、管理的な経費やこのあと議題2で説明する国保事業などの費用を支出している費目となっております。

- 続きまして下段「歳入」について説明いたします。

まず一番大きなものとして、「3 道支出金」の決算額は、先ほど歳出にあった医療費国保負担分相当額の普通交付金等を含め、102億607万9,470円となっております。予算額と比較すると約5億6,800万円の減となっております。

「5 繰入金」は、一般会計から繰り入れる繰入金で、「6 繰越金」とは、3年度からの繰越金となります。

- これらをトータルいたしまして、下のかこみ、歳入マイナス歳出で記載している1億5,757万6,131円を、令和5年度へ繰り越すことといたします。但し、「(2) 決算処理」にありますとおり、この繰越金のうち2,789万9千円は超過交付分として令和5年度に道へ返還し、歳入の「3 道支出金」のうち、結核・精神医療費多額分として交付された特別交付金4,133万3千円は、令和4年度にいったん市に交付されていますが、道において医療費を全道で平準化するため、令和6年度の道へ支払う納付金に上乘せする形で徴収される予定です。そのため、実質的な黒字としては、8,834万4千円となります。
- 次のページ以降は「参考資料」として付けさせていただきます。

- 議題1の「令和4年度決算」について、以上でございます。

片桐会長

- ありがとうございます。ただ今の説明で御質問等があれば、お受けいたしますがいかがでしょうか。御質問が無いようですので、「令和4年度 国民健康保険事業特別会計決算」については、このとおりよろしいでしょうか。

各委員

- 異議なし。

片桐会長

- ありがとうございます。

それでは、議題(2)「令和4年度 国民健康保険事業報告」について、説明願います。

保険年金課長

- それでは、二つ目の議題となります、「令和4年度 国民健康保険事業報告」について御説明いたします。中身としては先ほど説明

した通り総務費から支出される事業となります。

- ・ 資料2の「令和4年度 国保事業報告書」を御覧ください。
- ・ こちらは、保険者として行った事業を6つに分類して掲載したものです。順番に主なものを御説明いたします。各事業は、道の補助金などを最大限に活用しながら実施しております。
- ・ まず、「1 医療費適正化対策事業」の「レセプト点検」は、民間事業者への委託と会計年度任用職員の点検員2名による点検を組み合わせ実施しており、事業費は686万3千円となっています。
- ・ 2つ目の「医療費分析」は、従来の医療費分析や国保統計資料作成に係る人件費に加え、後ほど説明させていただきますデータヘルス計画策定のための医療費等の分析に係る経費であり、事業費は612万3千円となっています。
- ・ 3つ目の「医療費通知」は、例年どおり年6回の通知を実施しており、事業費は529万9千円となっています。

次に、「2 普及啓発事業及び疾病予防事業」ですが、福祉総合相談室が所管するスポーツ大会などや、生涯スポーツ課が所管する学校開放やスキー・水泳教室など、健康づくり（疾病予防）に寄与すると思われる事業に国保加入者割合分の助成を行っています。また、保健所が行うインフルエンザ・肺炎球菌ワクチンの接種、がん検診について、国保加入者分の経費を負担しております。これらの事業費の合計が、2,008万4千円となっております。

なお、インフルエンザと肺炎球菌の予防接種事業は、北海道が半額を負担する補助事業となっており、がん検診については、受診率によって一定額が交付される仕組みとなっています。

- ・ 次に、「3 健康教育事業及び健康相談事業」では、保健所とこども家庭課が所管する母子保健事業や栄養改善事業に対して国保加入者割合分の助成を行っております。
- ・ 次に、「4 特定健康診査事業・特定保健指導事業」について、事業費の合計は、6,725万4千円となっておりますが、大部分が健診実施機関に支払う委託料となっております。
- ・ 令和4年度の特定健診の受診率は、現時点の集計値になりますが30.4%となっており、ついに30%を超え、北海道の市町村の平均と並ぶくらいのところまでできました。3年度は27.5%、2年度は24.9%、元年度は19.6%でしたので、当市の受診率は向上しております。2年度からおたるのオトクな特定健診「たるト

ク健診」と愛称をつけ、これまで以上に周知を徹底するとともに、早期受診者全員にクオカードを配付するなど、受診率向上対策に力を入れたところであり、3年度からは、健診にかかる費用を無料化、4年度は病院で受診した際の検査項目データを提出いただくことで特定健診を受診したものとみなす、いわゆる「みなし健診」について道のモデル事業に参加するなど力を入れてきた成果と考えており、更なる受診率の向上に努めたいと考えております。

また、特定保健指導については、コロナ前の令和元年度は21.8%から、2年度はコロナの影響で7.1%と大きく落ち込みました。3年度からは保健所から当課へ実務を移管して個別指導を実施することとなり、実施率は15%に回復しました。令和4年度の実施率は現時点の集計値で14.2%となっており、昨年同時期の10%から大きく上昇しております。

- ・ 次に、「5 保健指導等事業」ですが、生活習慣病重症化予防事業では特定健診の受診勧奨数値を越えている方で医療機関未受診である方を抽出し受診勧奨を実施、適正服薬事業では、重複・多剤服薬者を抽出し、通知による指導及び相談勧奨を実施しております。

糖尿病性腎症重症化予防事業では、こちらも健診結果で受診勧奨数値を超えているにもかかわらず医療機関未受診の方及び、レセプトから治療中断している方を抽出して受診勧奨を実施しています。また、糖尿病治療中の方に対し、医師と連携しながら生活習慣改善のための6か月間の保健指導を行う取組について、14名の方に実施しました。これらの事業費の合計は、636万4千円となっております。

- ・ 次の「6 保険料収納率向上対策事業」については、保険収納課長から説明いたします。

- ・ それでは「6. 保険料収納率向上対策事業」について御説明いたします。
- ・ 事業費の合計は23,152千円となっておりまして、実施項目については昨年度と同様となっております。
- ・ 一つ目の「早期納付督促員及び特別徴収員の配置並びに職員との連携強化」ですが、早期納付督促員というのは、保険料の納期限後1か月経過しても未納となっている方に対して、早期に電話による催告を行い、新たな滞納者や長期滞納者を発生させないことを目的に配置しておりまして、2名の会計年度任用職員

が担当しております。

- ・ 特別徴収員については、先ほども御説明しましたが、徴収専門の会計年度任用職員を7名配置しておりまして、集金のほか、滞納者宅への臨戸による納付督促も行っております。

事業費の19,507千円につきましては、早期納付督促員2名と特別徴収員7名の人件費となります。

- ・ 二つ目の「夜間における臨戸及び電話督促」ですが、事業費は2,309千円でありまして、夜間や休日に実施する収納業務などに係る職員10名分の時間外勤務手当となります。

- ・ 三つ目の「口座振替加入の推進、ダイレクトメールの実施」ですが、事業費は1,127千円でありまして、主に、金融機関の口座振替手数料に係る経費となっております。

そのほか、口座振替の促進のため、年に1回、口座振替未加入者に対しダイレクトメール送付による勧誘を実施しております。令和4年度は、782件の発送に対して申込みが26件でありましたけれども、口座振替につきましては収納率の向上に寄与するものであることから、少しでも増やせればということで毎年実施しております。

- ・ 四つ目の「資格証明書や短期被保険者証の交付」ですが、事業費は165千円でありまして、資格証明書及び短期被保険者証の交付に係る印刷経費となっております。

資格証明書につきましては、直近1年間全く未納の世帯に対して、通常の保険証ではなく、資格証明書を発行しまして、病院にかかった際には、一旦、医療費を全額自己負担で支払っていただくというものとなっております。

短期被保険者証につきましては、通常の保険証は1年間の有効期限ですけれども、滞納額によって、3か月又は6か月の有効期限を短くした保険証でありまして、滞納者との接触の機会を増やすことを目的として発行しております。

- ・ 最後の「賦課の適正化」ですが、事業費は44千円でありまして、収入が未申告のために保険料が高くなっている世帯に対し、申告を促すために簡易申告書というものを送付しておりまして、その印刷や郵送に係る経費となっております。

- ・ 保険料収納率向上対策事業の説明については以上でございます。

- ・ ただ今の説明で御意見、御質問等のある方いらっしゃいますか。
- ・ 前回もこの場で議題になったと思うのですが、「おたるの国保」

- 平山委員
- などの冊子を作られているのを出示していただいて、こういう風にお知らせしていますというものを具体的にこの場でも出していただいたほうがわかりやすいと思います。前にも言いましたけれども、一回目の協議会でこういうものを作っていますということをお場でも具体的に説明していただけるといいと思うのですが、いかがでしょうか。
- 保険年金課長
- ・ 御意見ありがとうございます。国保で行っている広報の事業は大きいので、細かく出しすぎるとごちゃごちゃになってしまうと考えたのですが、確かに御意見いただいたように、参考資料としてわかりやすく具体的にお見せできるように資料のつくりを考えていきたいと思っています。前回せっかく御意見いただいており、今回このような形になりましたが御意見として参考にさせていただきますので御理解ください。ありがとうございます。
- 平山委員
- ・ せっかく色々作られて広報されているのに、数字だけ見るよりも、こうやってがんばっているんですよってところを見せていただいたほうがわかりやすいと思いますのでお願いいたします。
- 保険年金課長
- ・ ありがとうございます。
- 片桐会長
- ・ 御質問の主旨は、「おたるの国保」という冊子を作って、市民に配布していますということを書いてほしいのではなく、この会議の場で絵や図表の豊富な簡易、簡便なものを使って説明してほしいということですか？
- 平山委員
- ・ 数字がこうであるというよりも、こういうことをしていますというのを具体的に出していただいたほうがわかりやすいのかなと思います。
- 片桐会長
- ・ 御意見ありがとうございます。他に御質問ありますでしょうか。
- 橋口委員
- ・ 財政上のいろいろな課題があると思いますが、私の方も国保の構造そのものをあまり理解できていないのですが、国保事業の今ご説明いただいた資料2の合計が、事業費として約1億3千6百万円ですよね。収入が約134億円ある中で、1パーセントぐらいを事業費に充てているという理解でいいですか。その1パーセントは道内の他市町村と比べて規模的には多いのか少ないのかわかる範囲で教えていただければ。
- 保険年金課長
- ・ はい。今回の事業費が1億円ちょっとということで、小樽の国保本体の事業規模からいくと、保健事業費や収納対策費に使っている事務費の割合はそういうことになります。国保事業会計の

保険年金課長	特徴として大きいものはいわゆる保険給付費、要は医療費の部分が一番大きくなっていて、ここの部分については全道の他市町村においても詳しく精査したわけではないですが、だいたいこういう規模ではないかと考えています。
片桐会長	・ よろしいですか。
橋口委員	・ 保険料収入もそれらに充てているんですか。
保険年金課長	・ 主に国からの補助金と交付金であります。保険料も若干入っています。また、一般会計からの人件費分の繰入なども事務費として入ってきます。
橋口委員	・ 1億というのは少ないという印象を受けますが、
保険年金課長	・ ここの部分ですけれども、国の補助金、交付金を最大限活用して事業を行っており、ここがふくらむということはそのまま保険料に反映していくというかたちになっていきますので、保健事業を行うにあたって、事業を進めていくべきなのですがそれによって国保料が上がってしまうという、その辺のジレンマがございます。
橋口委員	・ 私の方は健康保険組合なので、国保の方はちょっと目的が違うような感じを受けます。以上です。ありがとうございました。
片桐会長	・ よろしいですか。ほかに御意見や御質問がないようですので、「令和4年度 国民健康保険事業報告」については、よろしいでしょうか。
各委員	・ 異議なし。
片桐会長	・ ありがとうございます。
	・ それでは、議題(3)「令和5年度 国民健康保険事業特別会計補正予算」について、説明願います。
保険年金課長	・ それでは、議題の三つ目、令和5年度国民健康保険事業特別会計補正予算について御説明いたします。
	・ 資料3を御覧ください。
	・ まず、歳入の「① 前年度繰越金」は、先ほど、説明いたしましたとおり、1億5,757万6千円を「繰越金」として令和5年度に引き継ぎします。
	・ 次の「② 利子及び配当金」は、基金積立金に対する利息4万7千円を計上いたします。
	・ 次の「③ 国庫補助金」は、厚生労働省の大規模実証事業の参加に係る補助金です。詳しくは、歳出の多疾患併存者健康支援事業で説明させていただきます。
	・ 歳出につきましては、まず、④は「超過交付額返還金」で、4年

保険年金課長

度に概算払いでもらいすぎた交付金を返還するものです。

- ・ 次に⑤の「国民健康保険事業運営基金積立金」ですが、先ほど申し上げた前年度繰越金から、返還金を差し引き、利子分を加えて、合計 1 億 2,972 万 4 千円を積み立てる予算となっております。ただし、先ほど決算状況でもご説明しましたが、このうち、4,133 万 3 千円を令和 6 年度の道へ支払う納付金に上乘せする形で徴収される予定であることから、実質的な黒字として基金に積み立てられるのは、基金の利息を除くと、8,834 万 4 千円となります。
- ・ なお、主な黒字の理由としては、資料下段の米マークのとおり、収納率の上昇や基盤安定繰入金の増（軽減対象者の増）などによるものです。
- ・ 次に⑥「多疾患併存者健康支援事業」につきましては、次のページをご覧ください。詳細を 2 枚目にまとめ、添付してありますが、概要としましては、小樽市国保では、健康寿命の延伸や医療費の適正化のため、保健事業を展開するとともに エビデンスについても検証するため、積極的に実証事業に参加してきました。今回の事業の目的は、生活習慣病などの疾患の重症化が予測される 疾患のリスクを重複して持つ 前期高齢者を対象に、デジタルツールを活用した保健指導を行うというもので、今後、この事業によって得られたエビデンスに基づいた、より効果的な保健指導につなげるために行います。総事業費は 1 4, 9 6 1, 0 0 0 円、全額 国庫補助で、京都大学、株式会社キャンサーキャン、北海道国民健康保険連合会との共同実施で行います。
- ・ 以上の内容で、次回の第 3 回定例会に補正予算を提出する予定です。
- ・ 議題 3 については、以上でございます。
- ・ ただ今の説明で御意見や御質問はございませんか。
- ・ デジタルツールを活用した保健指導とは具体的にどのようなものでしょうか。
- ・ L I N E を使い、リスクのある方を抽出しまして Q R コードのついた勧奨通知を送り、参加できる方は L I N E で読み込んでいただいて、相談を聞き、またウェブサイト上に健康に関する情報がありますという案内をして、双方向でやり取りをします。そしてリスクのある方に健康に対する意識の向上を促していくという事業になります。
- ・ 個人のスマホに登録して通知するのですか。

片桐会長

栗田委員

保険年金課長

栗田委員

- 保険年金課長
- ・ そうなります。一年間そのアカウントを使用し、個人のスマホでやり取りをするということです。
- 栗田委員
- ・ できる人とできない人がいますね。
- 保険年金課長
- ・ 確かにおっしゃる通りで、小樽市の高齢者の方々にデジタルツールをどれだけ利用していただけるのかという部分はあるのですが、今後デジタルツールを活用した活動というのは避けて通れないことなので、今回この実証事業で、厚生労働省の100%補助金を受けて行う事業ですので、どれだけの方が参加してくれるのかそこを含めての実証事業ということになります。
- 栗田委員
- ・ はい。わかりました。
- 片桐会長
- ・ よろしいですか。他に御意見や御質問はございませんか。
- 平山委員
- ・ 今の件についてですが、病院との連携はされるのでしょうか。対象になってきている方はかかりつけ医が必ずあるかと。
- 保険年金課長
- ・ 受診されるまではいかない方が対象になっています。
- 平山委員
- ・ そのあとのフォローについては、参加していけばそこにつながるということですか。
- 保険年金課長
- ・ 今年度中の事業となり、LINEで相談していただく中で、京都大学の医学的な知識のある方などにより受診を強く勧めるという場合も考えられます。
- 平山委員
- ・ デジタルが使えない方に病院にかかるきっかけを作ってもらって、そのあとのフォローをそういうものでできないのかなと思ひまして。メールのやり取りだと受け取る側も軽いのではないのでしょうか。それよりも病院を通してフォローしていただいているのがあった方が、そのあとその気になるのではないかと思ひます。夫が現役の時に健康診断でひっかかった時に、定期的にお電話いただいたことがありまして、それをきっかけに体重減らしていこうなどという気持ちになっていきやすいのではないかとすることも含めてどうでしょうかということです。
- 保険年金課長
- ・ ありがとうございます。小樽市としてもこの事業だけではなくて従来の受診勧奨やお電話掛けも並行してやらせていただいております。
- 片桐会長
- ・ ほかに何かありませんか。ないようですので、「令和5年度 国民健康保険事業特別会計補正予算」については、よろしいでしょうか。
- 各委員
- ・ 異議なし。
- 片桐会長
- ・ ありがとうございます。
 - ・ それでは、(4)「その他」として、小樽市国民健康保険データへ

片桐会長
福祉保険部主幹

ルス計画【第三期】の策定について、説明願います。

- ・ 小樽市国民健康保険データヘルス計画【第三期】の策定について説明させていただきます。小樽市国保では、平成27年に「健康寿命の延伸」と「医療費の適正化」を目的に「小樽市国民健康保険データヘルス計画」を策定しました。
 - ・ この計画は、健康・医療情報を活用して、PDCAサイクル、つまり、計画・実行・評価・改善を繰り返しながら、保健事業を推進するためのもので、平成30年には第2期計画を、令和2年度にはその中間評価を行い、見直しを事業に反映させながら運用してきました。
 - ・ 計画の最終年度である今年度は、第2期計画の評価を行い、第3期計画を策定する時期となっています。
 - ・ 現在「小樽市総合計画」をはじめ、策定中の他の計画との整合性を図りつつ、本計画の策定を進めているところで、国の方針に従い「小樽市特定健康診査・特定保健指導実施計画」の第4期計画も統合させた計画となります。
 - ・ スケジュールは、表のとおりとなっております、11月までに素案作成し、議会報告、パブリックコメントを経たあと、計画を完成させ、改めてご報告させていただきます。
 - ・ 策定後は、一番下の表のとおり、令和6年度から計画最終年度の令和11年度にかけて、これまでと同様にPDCAサイクルをまわしながら保健事業を実施していく予定です。
- 以上となります。

片桐会長
平山委員
福祉保険部主幹

- ・ ただ今の説明で御意見、御質問等ございますでしょうか。
- ・ PDCAサイクルについて御説明いただけますでしょうか。
- ・ さきほど御説明させていただいたのですが、Pが計画、Dが実行、Cが評価、Aが改善、この順番を繰り返しながらいろいろな計画を見直しながら改善し、より良いものを作っていくというものになります。

平山委員
片桐会長

- ・ わかりました。
- ・ 単にPDCAと書くのではなくて、Plan、Do、Check、Actionと書くと何の略語かわかりやすいということですね。はい。ありがとうございます。
- ・ 他に御意見や御質問はございませんか。ないようですので、他に事務局から何かございますか。他になければ、以上をもちまして、「令和5年度第2回小樽市国民健康保険運営協議会」を終了いたします。ありがとうございました。